

Title	エチオピア革命、一九七四年
Sub Title	The Ethiopian Revolution, 1974
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.3 (1981. 3) ,p.137- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	遠峰四郎教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810315-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エチオピア革命、一九七四年

小 田 英 郎

はじめに

一、革命の背景

二、革命の序曲

三、陸軍第四師団の反乱とアクリル内閣の崩壊

四、軍事調整委員会の台頭と革命の方向づけ

五、皇帝の廃位と臨時軍事政権の成立

六、軍内部の権力闘争と社会主義宣言

はじめに

この小論は、一九七四年一月から同年十二月までの時期におけるエチオピアの政治変動をあとづけようとするものである。

周知のように、一九七四年という年は、三〇〇〇年の歴史をもつと自称するアフリカ最古の独立国エチオピアが、未曾有

の巨大な政治変動を経験した年であつた。この巨大な政治変動は、一月十二日の陸軍第四旅団の反乱をその直接の契機として起つたものであるが、さらに二月以降、知識人、労働者、農民などの反体制的エネルギーが爆発するなかで、それはしだいに軍内部の革命勢力によつて指導される半封建主義反対闘争へと発展し、ついには九月十二日のハイレ・セラシエ一世 (Haile Selassie I) の廃位と臨時軍事政権の成立、十二月二十日の「社会主義宣言」にまで進んだのであつた。いうところのエチオピア革命がこれである。

むろん、エチオピア革命は、あくまでも一九七四年に始まつたのであつて、一九七四年に終つたのではない。この年のうちに、半封建勢力の頂点に位置する皇帝ハイレ・セラシエ一世の手から軍内部の革命勢力の手へと政治権力は移動したものの、半封建勢力全体に対する奪権闘争はそれ以後も長期にわたつてつづけられたのであり、また社会主義宣言による経済の主要部門の国有化が実際に行なわれたのは、一九七五年一月以降のことであつた。くわえて半封建的土地制度の廃止にいたつては、臨時軍事政府がそれに着手したのはようやく一九七五年三月(都市部の土地改革は七月)になつてからのことであつた。

このように、半封建的体制の根絶と近代的社会主義社会の建設を目指すエチオピア革命の内実は、むしろ一九七五年以降に形成されていくのであり、したがつてエチオピア革命についての評価は、一九七四年という僅か一年間の、それも単にこの間の政治変動のみをあとづけ、分析することによつては、とうていこれを行ないえないはずである。

しかしながら、そのことを充分承知のうえであえて本稿の言及する時期的範囲を一九七四年の一二カ月に限定したのは、ひとつは紙幅上の制約のためと、もうひとつは、この時期がエチオピア革命の性格を決定するもつとも重要な一二カ月であつたと考えることのためである。したがつて本稿は、独立した一篇の論説ではあるが、同時にまた、機会を改めてまとめる予定の「エチオピア革命論」の序説にあたるものでもある。

一、革命の背景

一九七四年初頭に始まるエチオピアの巨大な政治変動をあとづけるのに先立つて、まずこの時期までに蓄積されてきたエチオピア社会の諸矛盾について簡単に触れておく必要がある。なぜなら、基本的にはエチオピア革命はまさしくこれらの諸矛盾が限界に達した結果、起つたものだからである。

これらの諸矛盾の第一は、半封建的土地制度の温存である。一般的にいって、エチオピアの場合、半封建的貴族、豪族、牧師（あるいはその総体としてのコプト・キリスト教会）などの大土地所有者層による小農および小作農に対する搾取が、その社会経済関係の内実を形成していた。エチオピアでは北部と南部とで、その土地所有制に相違があるが、おおまかにいって、北部では各血縁集団が一定の土地を保有し、さらにその集団の各成員がこの土地を分有するという、伝統的土地制度の存在が特徴的である。血縁集団各成員によるこの土地所有権をリスト (*rist*)¹⁾ といい、リストの所有者をリストゲナ (*ristegna*) と呼ぶ。リストは世襲的なものであり、しかも当該血縁集団の成員以外の者にこれを譲渡することは許されない。かくて北部には伝統的土地制度のもとに小農層が形成されていたのである。しかしながら、これら小農層のうえには、封土を所有する貴族、豪族、上級牧師などの特権階級が位置していた。これらの封土はガルト (*galt*) と称せられ、ガルトの所有者はガルトゲナ (*galtegna*) と呼ばれた。ガルトは貴族、豪族、上級牧師等にあたえられる永代的なものと、官職に付随して当該官職者に付与される一時的なものがあつたが、いずれにせよ、ガルトゲナは、封土を耕作する小作農に対して貢納、租税、役務を課するばかりでなく、自作農であるリストゲナに対しても租税納入と役務提供を強制することができたのである。

他方南部でも、一九世紀後半におけるテオドロス二世 (*Tewodros II*) のエチオピア統一運動をへて同世紀第四四半期には、北部支配層、武士階級による土地の収奪が進行し、大地主層やガルトゲナ層が形成された。当初南部の土地に対し、北部の

支配層はシッソ (sisso——「三分の一」の意) と呼ばれる伝統的原則にしたがつて、現地農民に三分の一を残し、他の三分の二を没収したが、やがて没収された土地は北部の特権階級に再配分された。また一部の土地は戦功の代償として上級武士にあたえられたが、この土地はさらにその家臣に分割賦与されたのである。南部住民に残された「三分の一」の土地は、南部の首長層によつてガルトとして保持された。したがつて、南部は北部と異なつてリステグナをほとんどもたず、農民はほぼ小作農によつて構成されることとなつたのである。⁽²⁾

エチオピアの半封建的体制はこうして全土に拡大された。そしてこの半封建的体制の頂点に皇室が位置していたのである。

エチオピアの政治制度もまた、およそ旧弊なままであつた。一九三〇年にゾウディツ (Zawditu) 女帝の後を継いで即位したハイレ・セラシエ一世は、一九三二年に初の憲法を制定し、これによつてエチオピアは形式的には立憲君主制に移行したが、その実、皇帝は立法、司法、行政上の絶対権を保有し、二院制の議會はあつても政党は存在を認められず、民意の政治への反映を保証する手段は、制度上まつたくこれを見いだすことができなかった。エチオピアは、「ユダ族の獅子王、神の選びし者、エチオピア諸王のなかの王」とたたえられたハイレ・セラシエ一世の完全な権威主義的個人支配のもとにあつた。

二〇世紀の第三四半期がまさに終ろうとする一九七〇年代前半の時期において、この種の前近代的政治体制、半封建的社會經濟構造が存在しつづけていること自体が不思議であつた。

もつとも、エチオピアのこの前近代の支配体制が、成長しつづつある近代の諸勢力によつていずれ打倒されるであろうこと、とりわけ軍部内の革新勢力によるクーデターがそうした変革の契機となる可能性が強いことは、すでに予測されていた。たとえば、シハバード (George W. Shepherd, Jr.) は、その著 *The Politics of African Nationalism: Challenge to*

American Policy (1962) のなかで、エチオピアの強固な伝統主義を「ひび割れつつある塑像」にたとえ、「皇帝の權威は依然として大きいが、教育ある専門職業階級が産業界や軍のなかで台頭してくるにともなつて、それは必然的に減少するに違いない。……おそらくエチオピアの軍部のなかにも、古来からのシエバの王国の将来のカギをにぎっている手に負えない指導者がいるであろう」と述べているし、筆者も一九六七年に執筆した論説のなかで、「実際（たとえば現皇帝の死などによつて）伝統主義的權威主義のタガがゆるめば、エチオピアにおいても、もつとも近代的な社会集団としての軍が、リーダーシップをとる可能性は強くでてくるであろう」と予測したことがある。ただ、その場合でも、ハイレ・セラシエ皇帝の存命中にこうした革命的変革が劇的なかたちで起こるところまでは考えられなかつた。事実、今度のエチオピア革命からわずか一四年たらずまえの一九六〇年十二月十四日に、皇帝の親衛隊によつて起こされたクーデターは、アスファ・ウォッセン (Merid Azmach Asfa Wassen Haile Selassie) 皇太子をして「旧体制は終つた。決して実行されることのない言葉や約束によつて生きてきたエチオピア人民を、もはや旧体制がこれ以上抑圧することはないのである」と（ラジオを通じて）宣言せしめるところにも進展したにもかかわらず、陸海空軍は立たず、逆にむしろ訪問中のブラジルから急遽帰国したハイレ・セラシエ一世の側に立つてこのクーデターの鎮圧にあたつた。かくて同年十二月十九日にはクーデターは完全に失敗に終り、その指導者メンギストゥ・ネウエイ (Mengistu Neway)、ギルマメ・ネウエイ (Girmame Neway) などは処刑されたのである。⁽⁵⁾

しかし一九七四年のエチオピア革命においては、そのきつかけは逆に陸軍がこれをつくつた。しかもこの場合、最初に動いたのは下士官、兵であつた。つまり、エチオピア革命は経済的苦痛を肌で感じた軍の下層部によつてまず点火され、同様の経済的苦痛にたえきれない状態に置かれていた労働者、農民その他民衆の現状打破のエネルギーがそこに投入されることによつて、その炎がもえひろがり、さらに軍内部の革命勢力および民間知識人層によつてそれが反体制運動へと結集されていくという経過をたどつて、発展していつたのであつた。

これら軍の下層部、労働者、農民その他民衆に、たえがたいほどの経済的苦痛を感じしめた要因はいつたいなんであつたか。直接的な要因としては、まず第一に旱魃と飢饉があげられる。一九七〇年代初期からの降雨不足によつて、アフリカはサヘル地域を中心に大旱魃と飢饉に見舞われたが、エチオピアの場合もその例にもれなかつた。その被害はとりわけ北部のウオロ州、シダモ州でいちじるしく、一説には、一九七三年四月までにウオロ州で約一〇万人の餓死者がたといわれている⁽⁶⁾。政府は同年四月末になつてはじめて公的に飢饉に対処する姿勢を示し、ウオロ州に新知事を派遣して救済策を講ぜしめた。その救済策とは、北部にいたる幹線道路に点在するいくつかの町に穀物配給センターを設置したことであつたが、それによつて救済しうる難民はほんの一部であり、奥地の難民はまつたくその恩恵にあずかることができなかった。一九七三年の末になると、飢饉はさらに、中部のショア、南東部のハラール、南西部のゲム・ゴッファといった諸州にも拡大し、餓死者の総数は約二〇万に達した⁽⁷⁾。かくて政府は、国際的な援助を求めるにいたつた。この食糧危機に対する政府の処理能力の決定的不足は、もはやだれの目にも明らかであつた。

この旱魃と飢饉にくわえて、一九七三年十月の第四次中東戦争に起因するアラブ産油国の石油戦略の影響が、悪性のインフレーションとなつてエチオピアを襲つた。早くも同年中にエチオピアでの物価上昇率は前年比二〇パーセントに達した⁽⁸⁾であつた。

ここにいたつて、エチオピア革命の条件は充分すぎるほど熟した。あとは、だれがいつ革命のエネルギーに点火するかであつた。

- (1) John Markakis & Nega Ayele, *Class and Revolution in Ethiopia*, Nottingham: Spokesman, 1978, pp. 21~22.
- (2) *Ibid.*, pp. 23~24.
- (3) G. W. シェパード (小田英郎訳) 『アフリカ民族主義の政治的構造』、慶応通信、昭和四一年、四九~五〇ページ。
- (4) 小田英郎「現代アフリカの政治と軍部」、『法学研究』、四〇巻八号、昭和四二年八月、一一六ページ。

- (5) 失敗に終わった「クワター」の経緯については Robert L. Hess, *Ethiopia: The Modernization of Autocracy*, Ithaca & London: Cornell University Press, 1970, pp. 133~142 を参照。
- (6) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 80. なおこれとは別だ。一九七三年中にマコロ州だけ二〇万人の餓死者をたじた見積り論者がある (Paul Brietzke, "Land Reform in Revolutionary Ethiopia," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 14 No. 4, December, 1976, p. 638) か、確認が必要。
- (7) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 81. この数字は註(6)のブリーツケのあげた、マコロ州だけで餓死者二〇万とする数字とくり違いが、この数字は「カーキス」および「エイエ」の説だしたが、いつて好く。
- (8) Patrick Gilkes, "Ethiopia—a real revolution?" *World Today*, Vol. 31 No. 1, January 1975, p. 16.

二、革命の序曲

一九七四年初頭、エチオピアは不穏な情勢に揺れ動いていた。不穏な情勢を生みだした最初の動きは、陸軍の下士官、兵によつて示された。すなわち、一月十二日、アジスアベバの南方ネゲレに駐屯していた陸軍第四旅団で、下士官、兵が旅団長以下全将校を監禁し、皇帝に対して待遇改善の請願を行なうという事態が発生した。この抗争は、食糧面での待遇改善を要求するといった程度の内容のものであったが、抗争を起した下士官、兵は、皇帝に対し、首相、国防相、地方軍司令官を実情調査のために派遣するよう求めるといった強硬な態度を示した。この要請に接した皇帝は、地方軍司令官デレセ・デューハレ (Deresse Durbale) 中將を現地に派遣したが、下士官、兵は同中將の身柄を拘束し、彼等とおなじ食事をとることを強制するなど過激な行動にでたため、一週間後に皇帝は空軍のアベラ (Aberra) 中將を派遣し、同中將を通じて後日調査委員会を送るむね約束することによつて、ひとまず事態を平静にもどすことに成功した⁽¹⁾。しかし、この抗争によつてエチオピア革命の幕は、確実に切つて落されたのである。

この抗争によつて、二月十一日、教員組合が賃上げと、教育相がすでに提案していた新教育制度の撤回を要求して、ス

トライキに入る構えを示した。この新教育制度は、一口にいって初等教育の拡充に重点を置き、中等教育、高等教育をむしろ軽視する方針に貫かれたものであつたが、このために初等教育にたずさわる教員の授業負担の増大が充分に予想された。事実、政府の狙いのひとつは、安あがりの教育に切り換えることであつたのであり、その意味においてもこの新教育制度によつて、初等教育にたずさわる教員の労働条件は、強化されなければならないはずはなかつた。⁽²⁾

こうした教員組合の要求に接した政府は、これを無視することはできなかつた。なぜなら、教員組合は、エチオピアの専門職業層の半数を越える約一万七五〇〇名の組合員をもつた強力な利益集団であつたからである。⁽³⁾ さらに、さきの陸軍第四旅団の抗争を経験した政府が、いささか弱気になつていたことも、教員組合の要求を無視しえないと感じた理由のひとつとしてあげることができよう。

結局、皇帝は、教員組合の代表を接見することになつたが、そのさい教員組合は、前述の二つの要求にくわえて、土地改革をも要求したのであつた。前章で略述したように、エチオピアの伝統的土地制度は、同国の半封建的社会・経済体制の根幹をなしていると同時に、ハイレ・セラシエ一世の権威主義的個人支配の基盤をなすものであり、また同国の後進性の元凶であると同時に、皇室を頂点とする特権階級と、農民・労働者などからなる極貧階級とを隔絶し、前者による後者の搾取を可能ならしめる基本的枠組を構成するものでもあつた。したがつて、教員組合が皇帝に対して土地制度の改革を要求したことは、同組合がたんに経済闘争にとどまらず、体制の根本的変革を目指した政治闘争の領域に一步踏みこむ決意をしたことを物語るものであつた。

それから三日後の二月十四日、首都アジスアベバで教員組合を支持する学生デモが起り、バスや車に石が投げられ、警官隊の発砲によつて死者一名、負傷者数名をだす騒ぎとなつた。この学生デモは翌十五日にいたつていつそう拡大したが、さらに二月十八日にいたつて全国の教員とタクシー運転手のストライキがこれにくわつた。タクシー運転手たちは、昂進す

る悪性インフレもさることながら、一九七三年十月の第四次中東戦争に起因する石油危機の影響を直接受けたかたちで、二月十三日にガソリンの価格が五〇パーセント値上げされたことに抗議して、ストライキに突入したのであつた。一般民衆をもまきこんだ暴動とストライキはさらにつづき、ついに政府は教員の給与引上げ、新教育制度実施延期、タクシー用燃料価格の引下げを決定した。さらに政府は、二月二十四日⁽⁴⁾にいたつて、兵士の給与を一八エチオピア・ドル引上げことを発表した。この給与引上げは、一月に陸軍第四旅団で起つた抗命、および二月十二日にアスマラのデブレザイト空軍基地で下級将校たちが給与を含む全般的待遇改善を要求したことへの回答として実施されたものであつた。

しかし、こうした政府の中途半端で場当りのな対応策をもつては、長年のあいだにますます尖鋭化したエチオピア社会の全般的矛盾に悩み、さらに早魃、飢饉、悪性インフレによつていつそう強まつた経済的苦痛を払いのけるべく立ち上つた、教員、学生、一般民衆、そしてとりわけ軍の動きをもはやとめることはできなかつた。

(1) Colin Legum (ed.), *Africa Contemporary Record: Annual Survey and Documents, 1974-75*, London: Rex Collings, 1975, p. B163.

(2) Markakis & Ayele, *op. cit.*, pp. 82~84.

(3) *Ibid.*, p. 83.

(4) Legum, *op. cit.*, pp. B164~B165.

三、陸軍第二師団の反乱とアクリル内閣の崩壊

二月二十五日、皇帝の権力の装置のもつとも重要な部分が、音をたてて崩れ落ちる事件が起つた。紅海に面したエチオピア第二の都市アスマラでの、陸軍第二師団の反乱がそれである。今度もまた、決起したのは下士官、兵であつた。すなわちこの日、同師団の下士官、兵が将校の身柄を拘束し、同市を占拠し、空港を閉鎖するとともに、給与の引上げを含む二三項目の要求を皇帝につきつけたのである⁽¹⁾。

皇帝は、前日提示した以上の額の給与引上げを一度は拒否したものの、反乱軍を説得するために派遣されたアセファ (Assela Ayene) 中將が人質として拘束され、また反乱軍から全軍の下士官、兵に支援を要請する電報が発せられて、首都アジスアベバの第四師団およびデブレザイト基地の空軍がこれに呼応する動きを見せたため、二月二十七日にいたつてついに反乱軍の要求をのみ、九〇〜一五〇エチオピア・ドルの給与引上げ、および手当、年金の増額を認めたのである。⁽²⁾

こうした状況のなかで、同日アクリル (Akililu Habte Wold) 内閣はついに総辞職し、かわつて翌二十八日エンダルカチュウ (Liji Endalkachew Makonnen) が首相に任命された。皇帝は当初上院議長アビエ (Abiyeh Abebe) 中將を首相に任命する予定でいたところ、突如それがエンダルカチュウに変更されたのは、後者の方が縦横しやすい人物と判断されたからであるとか、あるいは反乱のつづくなかで、軍のスポークスマンの役をはたしてきたアレム (Zewd Alem Tessema) 大佐とエンダルカチュウとが従兄弟関係にあることから、今後の軍との交渉に有利であると判断されたからであろうとかいわれるが、いずれもこれは推測の域をでない。⁽³⁾ ただ、いずれにせよ反乱を起した軍の急進派が、旧閣僚に対して強い不信の念をいだいていたことから考えて、かつてアクリル内閣の商業相をつとめたエンダルカチュウを首相に起用したことは、決して適切な措置とはいえなかつた。

しかし、この時点で軍の歩調はむしろ乱れを見せ始めていた。すなわち、一方でアスマラの第二師団は待遇改善の確約をかちとつたことでひとまず満足し、反乱の幕を引こうとしていた。またデブレザイト基地の空軍もこれに同調した。事実彼等の代表は、二月二十八日、ジュビリー宮殿に皇帝を訪れ、待遇改善に関して謝意を表しさえしたのである。しかし他方で社会の根本的な改革を要求する声もむろん絶えたわけではなかつた。たとえば、空軍の急進派将校たちは、改革を主張する文書を首都アジスアベバの各所にばらまき、またマッサワの海軍基地でも不穏な動きが流れた。

三月に入ると、軍の改革派の動きは活発になつた。すなわち同月二日、軍の反乱の目的はたんに待遇改善だけでなく、人

民が直接選ぶ政府、言論の自由、土地改革など一般民衆の要求をも実現することにあるのだという趣旨のビラが、空軍のヘリコプターによつて首都にまかれたのである。⁽⁴⁾

こうした軍改革派の動きとはほぼ並行して、三月一日には首都で市民、学生五〇〇〇人のデモが行なわれた。また三月五日には、大学教員組合によつて、根本的な社会改革、土地改革を要求する決議が採択され、エンダルカチュウ首相がその職を辞するまで講義は行なわないという申し合せがなされるなど、皇帝および内閣に対して強い闘争の姿勢が示されたのである。さらに三月七日から十日にかけて、エチオピア労働組合連合によつて首都でゼネストが行なわれた。このゼネストは、同組合が三月四日に政府に対し、新労働立法、組織化の自由、最低賃金制、年金の増額、賃上げなどを含む一六項目の要求を提出したのにつづいて、行なわれたのであつた。⁽⁵⁾

これ以後、官公庁といわず民間企業といわず、学校といわず、あらゆる分野の職場でストライキが断続的に起こることとなつた。皇帝自身の持物であるハイレ・セラシエ一世財団においてすら、ストライキは起つた。いまや皇帝の権威はまったく失われ、旧秩序は急激に崩壊しつつあつた。

こうした情勢のなかで、皇帝は、エチオピア労働組合連合がゼネストに入つたその日、六カ月以内に新憲法を制定するよう首相に命じたむね、ラジオ、テレビを通じて声明し、エンダルカチュウ首相は、新憲法草案作成の準備にあたるべき国民各層の代表者三〇人の氏名を発表した。⁽⁶⁾ おそらくこの時点においてもなお、皇帝およびエンダルカチュウ内閣は、実質性のある民主的な立憲君主制へむけての憲法改正によつて、反政府運動の炎を消し去ることができると判断していたのであろう。そして、そのために、思いきつて、以前から旧弊な特権層に敵意をいだいている人びとをも、新憲法起草委員会のなかに含めるといつた措置まで講じたのである。しかし時すでに遅く、大変動の波はエチオピアをのみこみつつあつた。

(1) Markakis & Ayele, *op. cit.*, pp. 86~87.

- (2) Legum, *op. cit.*, p. B165.
- (3) *Ibid.*, p. B166.
- (4) *Ibid.*, p. B168.
- (5) Markakis & Ayele, *op. cit.*, pp. 91~92.
- (6) Legum, *op. cit.*, p. B169.

四、軍事調整委員会の台頭と革命への方向づけ

エンダルカチュウ内閣(二月二十八日~七月二十二日)とそれにつづくイムル(Lij: Michael Imru)内閣(七月二十二日~九月十一日)の時期は、旧体制の崩壊が進むなかで、軍が変革の主導権を確立していく時期であった。すなわち、一方では皇帝の命による民主的立憲君主制への移行計画——上からの改革——が挫折し、他方では軍の内部に革命の中核的組織として軍事調整委員会(Co-ordinating Committee of the Armed Forces, Police and the Territorial Army, 略称 Dergue——アムハラ語の「委員会」の意)が形成され、「エチオピア・ティクデム」(Ethiopia Tikdem——「エチオピア第一」の意)を唱えて、徐々に権力奪取に向かつて進んでいったのが、この時期だったのである。

前章でもふれたように、その成立の経緯から見ても、エンダルカチュウ内閣の役割は、せいぜいのところ見かけ上の立憲君主制から実質的な立憲君主制への制度的転換を具体化する程度のものであつて、たとえ上からの改革であつても、それを主体的に推進するような立場からはほど遠かつた。そうしたことが障害となつたのであろうが、新憲法草案の準備は容易にはかどらず、民衆の不満はますます高まり、首都をはじめ各都市のうちちつづくデモ、ストライキにくわえて、農村部においても、農民の地主に対する闘争が随所に見られるようになった。地方における納税拒否、不人気な官吏、裁判官の追放事件もまた起つた。行政各部署では一種の人民委員会が組織され、行政機構はマヒ状態におちいつた。議会もまたエンダルカ

チュウ内閣に対して協力的ではなかつた。⁽¹⁾

こうした情勢のなかで、民衆の不満はさらに特権階級、とくに旧閣僚や皇帝の側近たちを逮捕し、裁判にかけよという広範な声となつて巷にあふれた。軍や議会の内部にも、民衆のこうした要求を支持する動きが強まつた。四月十八日にエンダールカチュウ首相が、首都の第四師団司令部で二〇〇〇の將校、兵から、旧閣僚、有力貴族、將軍の即時逮捕を要求され、翌十九日に下院がこの要求を支持する決議を採択したことは、その具体的なあらわれであつた。⁽²⁾ 皇帝はやむなく旧閣僚全員の自宅軟禁を命じたが、それでは事はおさまらず、結局二十三日にいたつて、軍は自らの手で旧閣僚全員、有力貴族、將軍、高級官僚計二〇〇名を逮捕するにいたつた。ちなみに軍事調整委員会が公式にエチオピアの政治舞台に登場したのはこのときが最初であり、その存在は、降下部隊司令官アレム大佐が、同委員会議長としてこの逮捕を発表したことによつて、明らかとなつたのである。⁽⁴⁾ なお同委員会の本部は陸軍第四師団に置かれた。⁽⁵⁾

軍事調整委員会がいつ成立したかは、いまもつて不明である。⁽⁶⁾ しかし同委員会は、軍、警察、地方軍（内務省の管轄下であり、各州知事とその組織、装備等に責任をもつ一種の警察補助部隊）の計四〇部隊を代表する一二〇名の委員をもつて構成された、広範な基盤をもつ組織であり、しかも各部隊を代表する三名の委員は、將校、下士官、兵各一名をもつてこれを編成するといふ、民主的な構成原理によつて立つものであつた。⁽⁷⁾ こうした強力な中核をもつたことによつて、いまや軍は並ぶものなき革命勢力として、自己を確立し、皇帝を頂点とする特権階級に対して、本格的な奪権闘争を開始するのである。

他方エンダールカチュウ内閣は、政府の威信を回復し、治安を確保しようとして、四月三十日に軍、警察、文民計二五名からなる国家治安委員会を設立したが効果をあげえず、逆に政府による抑圧の武器であるとして、委員会そのものが強い批判を浴びる始末であつた。⁽⁸⁾

五月にはいつてからも、首都ではストライキ、デモが荒れ狂い、地方でも無秩序状態がつづいていた。こうした状況のな

かで、制憲会議もまた容易に進展を見せなかつた。制定さるべき新憲法の第一の問題点は、首相、閣僚の選任権をいづれの機関に賦与するかであつたが、議会側は議会に選任権をもたせるべきことを主張し、皇帝およびエンダルカチュウ首相は、議会在首相・閣僚候補を任命し、皇帝がこれを任命する方式に固執した。第二の問題点は多党制民主主義をとるか一党体制をとるかというところにあつたが、これについても合意が生れにくい状況が現出していた。どちらかといえば一党体制を主張する声は弱く、多党体制を支持する声の方が強かつたが、これまでまつたく政党をもたなかつたエチオピアに、多党制を一挙に導入することの危険性を指摘する声もまた強かつたのである。

六月から七月にかけて、政治権力に対する軍事調整委員会の侵蝕作用はますます目立つようになつた。そのひとつの事例は、六月三十日以降数週間のうちにイスカンダー・デスタ (Iskander Desta) 皇子 (皇孫)、国防相アビエ將軍、シヨア州知事シレンシ (Ras Mesfin silesni)、皇室会議議長アストラテ (Asrate Kassa) などを含む体制側の要人二〇〇人余を逮捕したことであつた。しかもこの大量の逮捕は、六月二十六日に八名の国会議員が、さきに逮捕された旧閣僚の即時釈放を第四師団司令部に直接要請した後に、その逆をいくかたちで行なわれたのであつた。しかも新たな逮捕者のなかに初めて皇室の一員を含めたことは、軍が皇帝に対する真正面からの挑戦に踏みきつたことを物語るものであつた。

こうした軍の思いきつた行動に対して、皇帝はなんら制肘することができず、エンダルカチュウ内閣もなすすべを知らなかつた。この時点では、軍事調整委員会はまだ政権を奪取する姿勢を示してはいなかつたが、この大量逮捕は、実質的には政権奪取にむけて軍がさらに一步を進めたことのおかしであつた。

この大量逮捕がはじまつたばかりの七月三日、軍事調整委員会は、エンダルカチュウ首相の面前で皇帝に五項目からなる「国民の安寧に関する提案」を提出し、皇帝はこれに同意した。同提案の内容は、以下の通りであつた。(一)大部分の政治犯はただちに特赦さるべきこと、(二)さまざまな理由によつて亡命生活を送っているエチオピア人に、帰国を許すこと、(三)新憲

法の起草は、その早期実施を目指して早めること、(四)提案されるであろう憲法の採択のために、議会の現会期を延長すること、(五)要求され約束されたすべての改革の正しい実施を保障するために、軍事合同委員会(軍事調整委員会)が政府と緊密な接触を維持するのを、認めること⁽⁹⁾。

この時点で軍事調整委員会は、表面的には「権力に関心をもちたくない」といながらも、実質的には、もはや名のみで民政府を意のままに動かす擬似政府になつていたのである。実際、軍は基本的な改革を確実に行なわせることを自らの使命とし、その使命をはたすことなしには兵營にもどらないむねを公言していた。また「エチオピア・ティクデム」のモットーが軍によつてしばしば唱えられたのも、このころである。ただ、このモットーは、その後数カ月のあいだにいく度となく発表された声明のなかにも見いだされたが、その具体的意味内容はかならずしも明確ではなかつた。⁽¹⁰⁾

こうして、その役割をまつたくはたしえなくなつたエンダルカチュウ内閣は、七月二十二日、軍事調整委員会の圧力に屈した皇帝の命により、総辭職を余儀なくされるのである。

エンダルカチュウ内閣にかわつて七月二十二日に登場したイムル内閣は、すでに実権をほぼ握つた軍事調整委員会が、ただちに軍事政権を樹立する決意をすれば、生れないはずの文民内閣であつた。しかしこの段階にいたつてもなお軍事調整委員会は、情勢を見ていた。したがつて軍事調整委員会の要求をのむかたちで、皇帝が新首相に任命したイムルは、前任者のエンダルカチュウがあくまで皇帝の代理人に終始したのとは対照的に、軍のカイライとして登場したのであつた。軍事調整委員会の側からすれば、皇帝の従兄弟の子であるとはいへ、外交官出身で海外歴も長く、貴族のなかではもつとも進歩的と評せられていたイムルは、軍の恰好の代理人たりうるはずであつた。したがつてイムル内閣の使命は、軍事調整委員会の目指す根本的改革を、同委員会の指導と監視のもとで遂行することにほかならなかつた。

軍事調整委員会は、一方で七月三十一日に「エチオピア・ティクデム」の原理を支持する以外の目的をもつたすべての集

会を禁止することによつて、力による世論の一本化をはかるとともに、他方で八月五日に五名の閣僚と六名の軍代表からなる(したがって軍が過半数を占める)合同委員会を設立して、土地改革を含めた根本的な社会改革の具体的内容とその手順を討議し、実施するための体制を整えようと試みた。⁽¹¹⁾

さらに八月初旬から、軍事調整委員会は、特権階級の腐敗ぶりを糾弾する一大キャンペーンを展開しはじめた。とりわけ皇帝、皇族などの保有財産や官僚、議員のあいだに横行した賄賂の詳細な報告が、連日マスコミをにぎわせ、民衆の忿懣をいつそう煽りたてた。⁽¹²⁾

また、反革命の陰謀を予防するために、軍は、皇帝の側近、使用人を全員逮捕し、皇帝を外都から隔絶した状態に置いた。さらに八月十五日には、軍事調整委員会によつて、皇室会議、およびチロット(Cillot)と呼ばれる皇帝親裁の特別法廷などが廃止されたむねの声明がだされた。八月二十六日にはジュビリー宮殿の国有化が宣言され、その名も国民宮殿と改められた。⁽¹³⁾ いまや皇帝は囚人同然であつた。

皇帝に対する奪権運動が徐々に本格化の方向にむけて進みつつあるさなかの八月七日、新憲法草案が議会の承認をえてイムル首相に提出された。同草案は名実ともに立憲君主制に立つもので、皇帝は国家元首であり国の統一と歴史の象徴であつて、その権利、義務は憲法によつて定められること(第七条)、皇室の財産は国有財産であること(第一八条)、二院制の議会をもち(第六〇条以下)、首相は議会がこれを選出し、皇帝が認証すること(第九四条)等々の条文を含む全一五四条からなつて⁽¹⁴⁾いた。同草案は『ザレイツ・エチオピア』紙(Zareitu Ethiopia)が評したように、まことに「封建制の終りと人民の政府のはじまりをしるしづけるもの」であつた。⁽¹⁵⁾ こうした内容の憲法草案は、当初皇帝が考えた譲歩の限度をはるかに越えるものであり、その意味において同時に「上からの改革」の挫折をしるしづけるものでもあつたのである。

(11) Legum, *op. cit.*, p. B173.

- (2) *Ibid.*, p. B173.
- (3) *Ibid.*, p. B173.
- (4) *Ibid.*, p. B173.
- (5) もっともマーカリスとアイエドによれば、軍事調整委員会は四月末に組織されたことになっている。たしかにそうした推測が当たっている可能性は強いが、日付けまでは確定しえない。またラウル・バルデス・ピホ（後藤政子訳）『エチオピアの知られざる革命』（恒文社、一九七八年）の「革命史年表」では、六月二十八日に同委員会がもうけられたことになっているが、その実際の活動状況に照して、これは疑問である。ただし、軍事調整委員会が組織としてより整備されたのは、五、六月頃であるかも知れなく。
- (6) 軍事調整委員会の構成については、Heinrich Scholler & Paul Brietzke, *Ethiopia: Revolution, Law and Politics*, München: Weltforum Verlag, 1976, pp. 15~20 を参照。
- (7) Legum, *op. cit.*, p. B173.
- (8) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 105.
- (9) Scholler & Brietzke, *op. cit.*, p. 11. なおこの時点で、皇帝はなお軍の忠誠を信じていたといわれる。
- (10) 「エチオピア・タイムズ」は、最初エンダルカチュウ内閣がモットーとして唱えたものだと知られる (*Ibid.*, p. 20) が、軍事調整委員会の唱えたそれについては、十一月一日付けの『エチオピア・クラウド』紙 (*Ethiopia Herald*) がもっとも詳細に記している (その全文は Legum, *op. cit.*, pp. C78~C81 に収録されている)。なお、同委員会が直接その内容に関連して説明を試みたものとしては十一月十八日にメンキストゥ議長が行なった演説があげられる。それによれば、「エチオピア・タイムズ」を實踐するための必須の要件は、以下の五つである。(一)利己主義からの脱脚、(二)国の統一のために日夜活動すべきこと、(三)勤勉、協力、愛をもつて、悪意と怠惰にかえるべきこと、(四)とくに軍において、他人を軽蔑したり根拠なしに批判したりすることをいっさいやめ、相互に尊敬しあい、宗教にもまして尊重されるべき規律をもたらすべきこと、(五)父祖伝来のヒロイニズムと祖国愛をいまこそ復活し、いっそう強めるべきこと。しかしこの演説も心構え論的なレベルにとどまらず、政策原理そのものを具体的に説明するにいたらなかった (*Ibid.*, pp. B188~B189.)。
- (11) Scholler & Brietzke, *op. cit.*, p. 11.
- (12) Legum, *op. cit.*, p. B177.
- (13) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 112.
- (14) この新憲法草案の全文は、Scholler & Brietzke, *op. cit.*, pp. 154~183 に収録されている。
- (15) Legum, *op. cit.*, p. B178.

五、皇帝の廃位と臨時軍事政権の成立

新憲法草案が議会を通過し、皇帝に対する奪権闘争は成功裡に進みつつあったものの、軍事調整委員会の前途にはまだ解決すべき難問が横たわっていた。その第一は土地改革をどう進めるかであり、第二は現皇帝ハイレ・セラシエ一世を最終的にどう処置するかであり、第三は軍事政権を樹立するかどうかであった。

このうち、第一の土地改革の問題は、半封建社会から近代社会への移行のためには、解決すべきもつとも基本的かつ重要な社会経済的問題であつたが、急激な変革は農業国エチオピアに大きな混乱を起こすおそれがあるのみならず、数年来の旱魃による食糧危機をいつそう悪化させる危険性をはらんでもいた。この時期までに農村部では農民が地主から土地を奪取するといつた現象も少からず見られるようになってはいたが、それでも軍事調整委員会はまだ、「農民に土地を賦与する」方針を政策に具体化しえないでいたのである。結局土地改革の実行は、一九七五年三月まで引き延ばされる結果となつた。¹⁾

第二の問題であるハイレ・セラシエ一世の処置については、七月以降軍事調整委員会の態度は、廃位の方向にむかつていた。しかしながら、問題は、ただ廃位だけにとどめるか、それとも廃位したうえでさらに裁判に付するかであった。世論は、八月初旬以来のキャンペーンによつて、旧体制特権階級の腐敗の頂点に皇帝が位置することを十分認識していたため、廃位を支持しており、また一部には裁判を要求する声もあつた。しかし、ハイレ・セラシエ一世の処置の問題は、ただたんにエチオピア一国だけの問題ではなかつた。世界各国の目がこの問題に注がれており、とりわけアフリカ諸国の元首、指導層の多くはアフリカ統一機構の創設（一九六三年五月）をはじめとして同大陸圏の国際政治に重要な役割をはたしてきたハイレ・セラシエ一世の命運に重大な関心を寄せ、かつその身柄の安全を望んでいた。たとえば隣国スーダンのニメイリ(Gaafar Mohammed Numeiry)大統領は「皇帝はたんにエチオピア人ではなくアフリカ人なのだ」という表現で、皇帝がアフリカ世界

に占めてきた比重の大きさを語り、またスーダン、ケニア、ザンビア、ガーナ、カメルーンその他の諸国が皇帝の亡命を受
けられるむね申しでたといわれる。⁽²⁾

したがってこうした状況のなかで皇帝の裁判・処刑などを強行すれば、エチオピアの孤立化につながるおそれがあった。
軍事調整委員会が、急進派の激しい突きあげにもかかわらず、皇帝を廃位する線で踏みとどまつたのは、こうした状況を考
慮したためでもあろう。

第三の問題は、皇帝廃位後の政治体制をどうすべきかということとむすびついてしたが、これについては軍事調整委員会
内部でもかなり見解は分れていた。とりわけ空軍内部の極左派は軍事政権の樹立に真向うから反対し、多党制民主主義によ
る文民支配を主張した。⁽³⁾しかし、前述のように、これまで皇帝の伝統主義的、権威主義的個人支配のもとにあつて、政党政
治をまつたく経験しなかつたエチオピアに、いつきよに多党制民主主義を導入しようとするのは冒険であつた。また、旧体
制が崩壊しつつあり、それにかわる新しい近代的社会勢力が政治的集団のかたちを十分に整えて登場するまでにいたつて
いなかつた当時の状況のもとにあつて、政治性と物理的強制力とをかねそなえた唯一の社会集団が軍である以上、その期間
をどの程度に予定するかは別としても、とりあえず軍事政権を樹立する以外に、現実的な方法はなさそうであつた。かくて
軍事調整委員会は、軍事政権樹立にむかつて行動を開始するのである。

九月にはいると、皇帝に対する非難、攻撃はますます激しくなつた。ことに皇帝の廃位に先立つ一週間は、ハイレ・セラ
シエ一世のこれまでの反社会的行為についての集中攻撃が、総仕上げのかたちで展開された一週間であつた。首都の各所に
は、飢饉のために極度にやせ衰えた難民の写真と、愛犬に肉片をあたえてゐる皇帝の写真とが並べて貼られ、それが民衆の
皇帝に対する怒りと憎悪をいやがうえにもかきたてた。⁽⁴⁾

九月十一日、皇帝の第一皇女テナグネ・ウォルク (Tenagne Work) が逮捕された。彼女は、かつて不当な方法で財をなし

たとしてマスコミで非難されたアンダルガチュウ (Ras Andargachew Messai) の妻であつた。また同夜には、イギリス人ディンブルビー (Jonathan Dimbleby) の手になる記録映画『知られざる飢餓』 (Unknown Famine) がテレビで放映され、早魓と飢餓に苦しむウォロ州の農民の悲惨な姿がなまなましく描きだされた⁽⁵⁾。またそれにつづいて、テレビ、ラジオで皇帝自身および宮廷内のぜいたくな生活ぶりが対照的に紹介され、皇帝は一九三〇年の即位以来四五年におよぶその在位の間、一〇億ポンド以上も横領したという、告発的な解説が行なわれた⁽⁶⁾。もはや準備は充分であつた。

翌十二日早朝、軍事調整委員会の代表が宮殿におもむき、皇帝にその廃位を公式に伝達し、粗末なフォルクスワーゲンに皇帝の身柄を乗せて、別の場所へ移送した。そして同日、国家権力は皇帝の手からアマン (Aman Michael Andom) 中将を議長とする臨時軍事政府 (臨時軍事行政評議会) の手へと移されることが宣言され、公式に軍市政権が成立した。憲法は停止され、議会は解散させられた。イムル首相は当然ながら解任されたが、あらためて臨時軍事政府の情報相に任命された。こうしてエチオピアの旧体制の時代は名実ともにその幕を閉じ、本格的な軍部主導の革命の時代がはじまつたのである。

(1) 一九七五年三月以降の土地改革については、Brietzke, *op. cit.* pp. 645~652 が参考になる。

(2) アフリカ諸国のこうした亡命受け入れの申し込みに対し、皇帝は「自分はもはや老齢であり、亡命は望まぬ」と答えたといわれる。Legum, *op. cit.*, p. B179.

(3) *Ibid.*, p. B179.

(4) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 113.

(5) *Ibid.*, p. 113. なおこの記録映画はすでに一九七三年十月十八日にイギリスで放映され、大きな反響を呼んだものであつた。

(6) Legum, *op. cit.*, p. B180.

六、軍内部の権力闘争と社会主義宣言

アマン中将を議長とする軍市政権は発足したものの、その前途はまことに多難であつた。政府を動かすのはアマン議長

ではなく、あくまでも軍事調整委員会であつた。しかも委員会内部では、軍部支配の是非をめぐるつて依然論争がつづいていた。反対派は、空軍、旧親衛隊の戦車・砲兵部隊、工兵隊、軍の医療部門などからなつていたが、論争がエスカレートした結果、十月七日には陸軍第四師団が工兵隊の兵営を襲撃し、さらに飛行隊員多数を逮捕するという事件が起つた。しかも軍事調整委員会の主流派は、同委員会第一副議長メンギストウ (Mengistu Haile Mariam) 少佐の指導のもとで、軍内部の対立は混乱と流血をひき起こそうと狙う犯罪的分子の策謀であるとして、右派と極左を同時にたたくという行動にでた。⁽¹⁾

十月九日に行なわれた二人の民間人逮捕は、その最初の一撃であつた。逮捕者のなかには、有力なマルクス主義ラディカル (一説には大学における共産党細胞の指導者) であり、左翼学生やエチオピア労働組合連合内ラディカルの指導者としてかくれもないエシエトウ (Eshetu Chole) 博士も含まれて⁽²⁾いた。軍事政権および軍事調整委員会主流派にとつて、左翼学生、知識人ラディカル、労働者ラディカルなどは、もはや邪魔な存在であつた。なぜなら、彼等は軍事政権成立後も軍部支配に公然と反対しつづけていたからである。たとえば、エチオピア労働組合連合は、九月十五日から十七日にかけて年次大会を開催し、軍事政府の退陣と、労働者、農民、教員、学生、政府職員、商人、軍人、女性など各層の代表からなる人民政府の樹立を要求した。また学生は九月十八日に労働者との連帯を叫んでデモを組織したりした。⁽³⁾しかし、それにしても、前述のエシエトウ博士を含む民間人の逮捕は挑戦的な行動であり、これによつて軍事調整委員会は、知識人ラディカル、労働者ラディカルをはつきりと敵に回すことになつたのである。

他方、こうした混乱がつづくなかで、エリトリアの分離を目指すエリトリア解放戦線、エリトリア人民解放戦線などの動きが活発化してきたことは、エリトリア出身のアマン議長⁽⁴⁾の立場をいっそう苦しいものにした。かくてアマン中将は、十一月十五日、臨時軍事行政評議会議長の職を辞するむね、軍事調整委員会に申しでた。その直接の理由は、第一に、裁判抜きで逮捕者を処刑する承諾書に署名を求められたがそれに反対であること、第二に、逮捕、裁判、資産の没収を新たに規定す

る刑法の制定に反対であること、第三に、エリトリアの分離主義運動鎮圧のために新たに五〇〇〇の兵力をエリトリアへ投入するという決定に反対であること、などであつた。⁽⁴⁾

これに対して、十一月二十二日、軍事調整委員会は会議を開き、アマン中将が陰謀を企てているとして、その逮捕とあわせて軍人、文民あわせて五七名の逮捕者を処刑することを決定した。そして同日午後、アマン中将は逮捕にむかつた兵士たちに抵抗して自宅で二人の側近とともに射殺され、翌十一月二十三日には残る五七名の逮捕者全員が、銃殺刑に処せられたのである。このとき処刑された五七名のうちには、エンダルカチュウ元首相、アクリル元首相のほか、初代の軍事調整委員会議長アレム大佐も含まれていた。これがいわゆる「血の土曜日」事件である。⁽⁵⁾

この事件から四日後の十一月二十七日、テフェリ (Teferi Berh) 准将が臨時軍事行政評議会議長に任命され、すでに軍事調整委員会議長に就任していたメンギストゥ少佐が臨時軍事行政評議会副議長を兼任することとなつた。テフェリ議長はかつてエリトリア州アスマラの陸軍第二師団司令官をつとめたことがあり、エリトリア問題についてはタカ派として知られていた。したがつて彼が最初に行なつたことは、新たに五〇〇〇の兵力を動員して、エリトリアの戦線を強化したことであつた。

しかし、「血の土曜日」事件の反動は、十二月二日に首都で二度にわたつて爆破事件が発生するというかたちで、やつてきた。このため、「血の土曜日」事件で処刑された人びとの支持者と見られる多数の重要人物がさらに逮捕されたが、そのなかにはマレタブ (Maretab Habte Tolda) 准将ほか著名なエリトリア人も少なからず含まれていた。⁽⁶⁾

こうして右派、極左および親エリトリア派を押しこんだメンギストゥ少佐の軍事調整委員会主流派は、十二月二十日にいたつて、はじめて社会主義路線に立つ重要な新政策を発表した。それによれば、エチオピアを一党制の社会主義国家へと改造し、経済の主要部門を国有化し、さらに農地を国有化して集団農場を建設することが、今後の基本的な政策目標となるの

であつた。なお、この社会主義宣言が国有化の対象として規定したのは、貴金属鉱業、大規模岩塩坑、鉄鉱業、セメント業、石油精製・天然ガス産業、繊維産業、大皮革産業、大規模ゴム産業、薬品産業、タバコ産業、ガラス産業、大規模印刷・出版産業、電力産業、鉄道・航空・海上運輸産業、ラジオ・テレビ放送、郵便、通信事業、であつた。^(?)

この社会主義宣言によつて、軍事調整委員会は、いよいよ本格的な社会経済的改革へむけて、多難な道を歩み始めるのである。

(1) Legum, *op. cit.*, p. B181.

(2) *Ibid.*, p. B181.

(3) Markakis & Ayele, *op. cit.*, p. 115.

(4) Legum, *op. cit.*, p. B184.

(5) 「血の土曜日」事件で処刑された者の全氏名は *ibid.*, p. B184 に収録されている。なおこの五七名のうちの二九名は、旧体制の要職にあつた政治家であり、また二三名は軍および警察の旧指導層に類別される人びとであつた。

(6) *Ibid.*, p. B186.

(7) *Ibid.*, p. B186 & p. B195.

〔付 記〕 本稿は、筆者がさきに執筆した「エチオピアにおける政変——軍部クーデターから革命へ——」(『国際年報一九七四年』日本国際問題研究所、昭和五十三年、所収)と重複する部分があることをお断りしておく。